



TAKARA
& COMPANY



Tech Driven Value
for Growth



2026年10月27日

各 位

会 社 名 株式会社 TAKARA & COMPANY
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 白 井 恒 太
(コード番号 7921 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員総務部担当 中 込 克 二
(TEL. 03-3971-3260)

株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年10月27日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としています。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2026年11月30日(月曜日)最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、3株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	13,153,293 株
今回の分割により増加する株式数	26,306,586 株
株式分割後の発行済株式総数	39,459,879 株
株式分割後の発行可能株式総数	111,000,000 株

③ 日 程

基準日公告日(予定)	2026年11月13日(金曜日)
基準日	2026年11月30日(月曜日)
効力発生日	2026年12月1日(火曜日)

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第2項の規定に基づき、取締役会決議により、2026 年 12 月1日(火曜日)を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりです。(下線は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>37,000,000 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>111,000,000 株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日 2026 年 10 月 27 日(火曜日)

効力発生日 2026 年 12 月 1日(火曜日)

3. 株主優待制度への影響について

(1) 株主優待制度の実質的な拡充

今回の株式分割に伴う、株主優待制度の優待内容(進呈ポイント数)および進呈条件(保有株式数および継続保有期間)の変更はございません。

これにより、株式分割後においては、株主優待の対象となる 100 株以上の保有に必要な投資金額が現在の 3 分の 1 となるため、実質的な優待制度の拡充となります。

(2) 適用開始時期

2026 年 11 月 30 日(月)を基準日とする株主優待につきましては、株式分割の効力発生日(2026 年 12 月 1 日)前であるため、分割前の保有株式数(100 株以上)を基準に実施いたします。

株式分割後の保有株式数(100 株以上)を基準とした株主優待制度の適用は、2027 年 11 月 30 日(火)基準日の株主様からとなります。

※ 継続保有期間の算定(2 年以上)につきましては、株式分割前からの保有期間をそのまま引き継ぎます。

4. その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

以 上